

鳥取県議会告示第5号

鳥取県議会情報公開条例施行規程（平成13年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成23年7月1日

鳥取県議会議長 伊藤美都夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改正後	改正前
<p>（公文書開示請求書）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 公文書開示請求書は、<u>鳥取県未来づくり推進局</u>県民課、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局又は日野総合事務所県民局を經由して提出することができる。</p>	<p>（公文書開示請求書）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 公文書開示請求書は、<u>鳥取県総務部</u>県民課、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局又は日野総合事務所県民局を經由して提出することができる。</p>

附 則

この告示は、平成23年7月1日から施行する。